

核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書

今年、広島、長崎に原爆が投下されてから76周年になる。今や、核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いとなっており、本年1月22日に3年余の歳月を経て核兵器禁止条約が発効された。

同条約は、核兵器の開発、実験、製造、貯蔵、使用、威嚇など、核兵器に関わるすべての活動を禁止している。核兵器の完全廃絶につながる画期的なもので、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

この条約を実効性の高いものとするためには、核保有国及びその同盟国をはじめ、より多くの国と地域の条約への参加が必要不可欠である。

核兵器廃絶の声と運動は日本国内でも着実に前進しており、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書決議を採択した地方議会は560自治体（令和3年4月14日現在）で、全地方自治体の3割を超えている。

入善町議会においては、昭和63年9月に、すべての国の核兵器の緊急な廃絶を全世界に強く訴え、国是である非核三原則を将来にわたり厳守し、戦争の悲惨さを子々孫々に伝え、平和を守る行政を行う「非核平和都市」を宣言している。

よって、世界で唯一の被爆国としての役割を果たすべく、日本政府が核兵器禁止条約への調印・批准を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月16日

富山県入善町議会